

○財務省告示第三百二十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十八年十月二十四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年十一月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号	二 発行の根拠	三 法律及びその条項の適用等	四 発行方法	五 募入決定の方法	六 発行額	七 払込金額
利付国庫債券（二十年）（第八十七回、第八十八回、第八十九回、第一百六回、第一百七回、第一百八回、第一百十回、第二百十回及び第二百五回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。	額面金額で四千九百九十六億円	六千二百十八億四千二十万二千円

八 最低額面金

五万円

九 振替単位

振替法の規定による振替口座簿

十 発行日

の記載又は記録は、最低額面金と

十一 発行価格

す。平成十八年十月二十四日

十二 利率

平成二十年十月二十四日

十三 経過払込み

の記載は、次の算式による

十四 子利

（別表のとおり）

十五 子利率

（別表のとおり）

十六 子利率

（別表のとおり）

十七 子利率

（別表のとおり）

十八 子利率

（別表のとおり）

十九 子利率

（別表のとおり）

二十 子利率

（別表のとおり）

二十一 子利率

（別表のとおり）

二十二 子利率

（別表のとおり）

二十三 子利率

（別表のとおり）

二十四 子利率

（別表のとおり）

二十五 子利率

（別表のとおり）

二十六 子利率

（別表のとおり）

二十七 子利率

（別表のとおり）

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

各発行対象国債の額面利率の／子に
 各発行対象国債の額面利率の／子に
 100×各発行対象国債の額面利率の／子に
 支払日発行日か、発行日／同日
 支規数（利子支払期日が発行日／同日
 日）なる場合は、）

第十号に規定する発行日後の各
 発行対象国債の支払期、次の
 とし、各支払期において、次
 算式により算出し、期が銀行業
 う。ただし、算出た金額を支払
 日に当たると、支払は、その翌業
 日に支払う（償還期限に営業
 同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十五 償還期限
十六 償還金額
十七 入札の基

準とすの基
各発行の対
象国債の
利回り
利象各準入償償
回国発と札還還
り債行すの基
の対る基

十八 元利金支

十九 払場所

二十 払込期日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額 (額面金額)
利付国庫債券 (二十年七回)	二・二%	平成三年三月二十八日	四億円
利付国庫債券 (二十年八回)	二・三%	平成六年三月二十八日	百十四億円
利付国庫債券 (二十年九回)	二・二%	平成六年三月二十八日	七十八億円
利付国庫債券 (二十年十回)	二・二%	平成四年四月九日	三百八十四億円

平成二十八年十月二十四日

財務大臣から通知を受けた者

日本銀行
単利(日本銀行
の利率)とし、訂正後の当該
十月二十日午前九時以前に訂正
値の単利(日本銀行の利率)とし、訂正
参考統計表に掲載された平均
協会の発表した公社店頭売買
八年十月二十日付で日本証券業
銘柄毎の基準利回りは、平成二十
八年十月二十日付で日本証券業

（（利 回第二付 ）百十国 二年庫 十）債 五 券	（（利 回第二付 ）百十国 二年庫 十）債 回 券 ）	（（利 回第二付 ）百十国 十年庫 回）債 ） 券	（（利 回第二付 ）百十国 八年庫 回）債 ） 券	（（利 回第二付 ）百十国 七年庫 回）債 ） 券
二 ・ 二 %	一 ・ 六 %	二 ・ 一 %	一 ・ 九 %	二 ・ 一 %
日年平 三成 月四 二十 十三	日年平 六成 月四 十二	日年平 三成 月四 十一	日十平 二成 月四 二十年	日十平 二成 月四 二十年
十四 億 円	七十 二億 円	二百 億 円	億千 円八 百 八十	十二 億千 円二 百 五